

対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金又は貯金をすることができる金融機関等を指定する件（案）の概要

対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金又は貯金をすることができる金融機関及びその運用方法について、「顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十七号）」及び「顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関等を指定する件を定める件（平成二十一年金融庁告示第三十五号）」と同等の内容を規定する。